

令和4年度内部監査の実施状況について
(令和5年3月30日現在)

監査対象 官 署	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる(じた)措置
千葉労働局管内 労働基準監督署 8 署 公共職業安定所 13 所 局内部課室 5部課室	令和4年7月4日から 11月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・会計事務処理体制に関する事項 ・現金出納に関する事項 ・債権管理に関する事項 ・物品管理に関する事項 ・旅費に関する事項 ・業務命令による外出に関する事項 ・協力者に対する諸謝金、 委員等旅費の支出 ・会議費支出関係 ・超過勤務手当、通勤手当、特殊勤務 手当に関する事項 ・出勤簿、休暇承認簿に関する事項 ・各種相談員、庁費支弁職員関係 ・郵便物関係 ・既往監査、検査等の指摘指示事項 の是正改善状況 ・経費節減対策の状況 	<p>概ね適正な事務処理が行われている ことが認められた。</p> <p>なお、軽微な事務処理誤りについて は即時に是正させたが、下記事項につ いては事務処理の改善が必要と認めら れた。</p> <p>[超過勤務に関する事項] ・最終退庁者名簿に不備が認められた。</p> <p>[その他事項] ・前回監査時の指摘(軽微な事務処理 誤り)について、一部是正されていない ものがあつた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各事務処理手順の再確認及び周知に 努め、適正な事務処理を行うことを徹底 した。 ・関係書類については是正処理を行い、 適正な事務処理を徹底した。 ・適正に是正処理を行った。併せて監査 後の指摘事項の確認を徹底した。